

第6章 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進

1 現状及び課題

(1) 施設養育の現状

① 児童養護施設

県内には、児童養護施設が7施設あり、保護者がいない、また、保護者に養育されることが適当でない子どもを保護し、養育する施設として重要な役割を担っています。

入所児童数は、わずかに減少傾向にあり、暫定定員の設定が定期的に見直され、定員との差が大きくなっています（表1）。

施設では、本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）等により、子どもがより家庭的な「あたりまえの生活」が保障されるような環境づくりに取り組んでいます。平成30年度末時点で、小規模グループケアを実施している施設は、7施設のうち4施設あります（表2）。小規模かつ地域分散化された分園型小規模グループケアを実施している施設が1施設ありましたが、休止している状態です。

また、施設では、市町村の子育て支援サービスと連携し、ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施し、1施設においては、地域の養育支援の拠点となる児童家庭支援センターを併設し、運営しています。

なお、一時保護専用施設の設置には至っていませんが、一時保護委託の受入れも増加傾向にあります（表3）。

【表1 児童養護施設の定員等の推移】（単位：人）

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	340	340	340	340	340
暫定定員	294	282	274	265	265
実際の入所児童数	252	252	247	232	243

※ 入所児童数については、各年度とも3月1日時点

【表2 児童養護施設の小規模グループケアの現状】

実施か所数	未実施	1か所	2か所	3か所以上	計
施設数	3	1	3	0	7
ユニット数	0	1	6	0	7

※ 平成30年度末時点

【児童家庭支援センターの設置状況】

県内1施設（こども家庭支援センターひかり）

【表3 一時保護委託の状況】

年度	H26	H27	H28	H29	H30
人数（人）	25	24	30	40	65
延べ日数（日）	523	688	424	808	1,650

② 乳児院

県内には、乳児院が1施設あり、児童養護施設と同様に保護した子どものうち、乳児（必要のある場合は幼児も含む）を入所させて養育する医学的な配慮がなされた施設として、重要な役割を担っています。

入所児童数については、ほぼ横ばいの状態で、暫定定員の設定はあるものの安定した推移となっています（表4）。

できる限り家庭に近い環境を提供できるよう施設本体の小規模グループケアを実施し、愛着形成の再構築等のケアを行っています。

また、ショートステイ事業や子育てスペースによる地域支援、レスパイトケアの受入れ、里親や関係機関との連携を積極的に行っています。

【表4 乳児院の定員等の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	45	45	45	45	45
暫定定員	34	32	34	34	34
入所児童数	30	31	27	30	29

※ 入所児童数については、各年度とも3月1日時点

【乳児院の小規模グループケア（ユニット化）の現状】

小規模グループケア 3か所

③ 児童自立支援施設

県内には、児童自立支援施設が1施設あり、不良行為をなし、又はおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行う施設として、重要な役割を担っています。入所児童数は、横ばいで推移しています。

平成30年度には寮舎の大規模改修を行い、より家庭的な環境による生活が可能となるとともに、定員の見直しを行っています。

【表5 児童自立支援施設の定員等の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	36	36	36	36	24
暫定定員	13	11	10	12	10
入所児童数	11	12	11	8	12

※ 入所児童数については、各年度とも3月1日時点

④ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を有する児童を短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その心理治療を行う施設として重要な役割を担っていますが、県内に施設がないため、近隣県の施設を利用しています。措置児童は、人数は少ないですが、表6のとおり毎年度一定数あることからニーズがあることが分かります。

【表6 県外の児童心理治療施設への措置児童数の推移】 (単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
措置児童数	5	4	4	3	2

※ 措置児童数については、各年度とも3月1日時点

⑤ 母子生活支援施設

母子生活支援施設は、DV被害や児童虐待、生活困窮などの理由により支援が必要な母子が安全・安心な環境で暮らし、生活の立て直しを図る施設であり、親子分離せずに子どもを養護できる唯一の児童福祉施設であることから、子どもの最善の利益を考える上で、非常に重要な施設です。県内には南部圏域に2施設、西部圏域に1施設ありますが、南部圏域の1施設は運営を休止しています。

【表7 母子生活支援施設の定員等の推移】 (単位：世帯)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
定員	39	39	39	39	39
暫定定員	27	22	20	20	17
入所世帯数	20	11	11	9	9

※ 入所世帯数については、各年度とも3月1日時点

(2) 社会的養護自立支援体制

本県では、平成27年度から、「退所児童等アフターケア事業」を実施しており、施設を退所した子どもが集まることができるスペースや生活・就業に関する相談に応じる生活相談支援員を配置した「ほななホーム」を開設し、児童養護施設等の退所を控えた児童や退所した児童の社会的自立の促進を図っています。

平成28年度からは、「退所児童自立支援金貸付事業」を実施し、進学や就職を機に児童養護施設等を退所した児童等を対象に、住居費、生活費及び資格取得費の貸付を実施し、安定した生活基盤を築くことにより、自立した生活を送ることができるよう支援しています。

また、「社会的養護自立支援事業」として、措置が終了する児童養護施設等入所児童の円滑な自立を支援することを目的に、支援コーディネーターを配置し、必要に応じて退所児童の継続支援計画を作成しており、これに基づき原則22歳の年度末まで、継続して居住費や生活費の支援等を行っています。

平成30年2月には、県内初となる自立援助ホーム（女子専用）が開所され、自立困難な状況にある児童が安心して過ごせる少人数で家庭的な生活の場を提供し、就労支援、自立支援を実施しています。施設退所後の生活力を育む養育において、自立援助ホームが果たす役割は大きく、関係機関との連携が重要となります。

(3) 施設養育を取り巻く環境

平成28年改正児童福祉法において、子どもの家庭養育優先原則が明記され、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を最大限支援し、児童を家庭において養育することが困難な場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、また、それらが困難な場合には、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じることとされました。

このため、社会的養育が必要な児童について、特別養子縁組や里親による家庭養育にシフトしていくことにより、表8のとおり、里親等委託が必要な子ども数から推計した施設での養育が必要な子ども数は減少する見込みです。

また、これまで、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた施設についても、できる限り良好な家庭的環境による養育を目指し、施設の小規模化・地域分散化の推進が必要とされ、また、ケアニーズの高い子どもに対する専門性の高い養育を行う体制を整える必要があります。

【表8 施設での養育が必要な子ども数】（里親等委託が必要な子ども数から推計）
（単位：人）

年度	現況値 (H31.3.31)	R6	R11
全体	238	196	153
3歳未満	23	11	11
3歳～就学前	33	22	17
学童期以降	182	163	125

2 目指す方向性

- ケアニーズの高い子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整えるため、専門性のある職員の配置及び小規模化を促進します。
- 一時保護委託の受入体制の整備や里親支援機能の強化、市町村と連携した在宅支援等、地域の実情に応じた家庭養育の支援の充実、多機能化を促進します。
- 将来的には、地域分散化が図られ、地域社会との良好な関係を築き、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、施設の変革を支援します。
- 児童養護施設退所児童等が円滑に自立できるよう、多様な支援を推進します。

3 具体的な取組み及び目標

(1) 小規模化・地域分散化

今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経験により家庭的な生活をするに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要があります。また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち、小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを計画的に進めていきます。

(2) 施設養育の供給量

里親等委託推進により、相対的に施設養育の需要量は減少する見込みとなりますが、里親等委託には保護者同意が必要であり、措置状況調査によると、望ましい措置先が里親等であっても、保護者同意が得られない割合が約5割程度となっています。里親制度の普及啓発等、保護者同意を得やすくする施策は展開しますが、保護者の意識の問題は簡単には変わらないことを考慮し、社会的養護を必要とする子どもの受け皿がなくなることを防ぐよう、施設養育のキャパシティの確保が必要となります。

さらには、ショートステイや一時保護委託等の一時的な需要増に柔軟に対応できる体制の確保も必要です。

また、急激な里親委託の増加は里親不調を招くおそれがあること、近年ケアニーズが高い児童が増加していることから、単純に里親等委託目標の逆算から施設供給量を設定するのではなく、確実に子どもを守ることができるよう、セーフティネットとしての代替養育の場の確保に努める必要があります。

★【表 9 施設の小規模化・地域分散化の目標】

			現況値	目標	
			H30	R6	R11
施設定員数(供給量)			299	268	230
○ 児童養護施設					
定員数（供給量） ※暫定定員			265	236	200
本体施設	その他	定員	209	146	0
	小規模グループケア	ユニット数	7	10	14
		定員	56	60	84
	4人の生活単位	ユニット数	0	3	14
		定員	0	12	56
	本体施設外	分園型小規模グループケア・地域小規模児童養護施設	ユニット数	0	3
定員			0	18	60
○ 乳児院					
定員数（供給量） ※暫定定員			34	32	30
本体施設	その他	定員	16	10	0
	小規模グループケア	ユニット数	3	3	3
		定員	18	18	18
	4人の生活単位	ユニット数	0	1	3
		定員	0	4	12

(3) 高機能化・多機能化の促進

これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な経験による児童養育の専門性をより発展させていくことによる高機能化を促進するとともに、各施設が担ってきた役割や機能が異なることも踏まえ、地域のニーズにあった多機能化が図られるよう支援していきます。

① 専門性を備えた人材育成の取組み

施設職員が専門性の高い養育の実践に必要な知識を得るために参加する研修や施設内で全職員を対象に行う専門性向上研修に対する支援を行い、施設における人材育成の機会の確保につなげます。

② 一時保護委託の受入体制の整備

一時保護委託中においても、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や関係機関等の連携など環境整備を支援します。

また、安定的な一時保護の受入体制を整備するため、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在しないような配慮を行うなど、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護が実施できるよう、一時保護の需要量の推移を踏まえ、一時保護専用施設の設置促進に取り組みます。

★【表 10 一時保護専用施設の設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
一時保護専用施設の設置圏域数	0	1	1	2	2	3

③ 地域支援の多様化

ア 児童家庭支援センターの設置促進

地域の家庭からの相談や、市町村からの求めに応じた助言、児童相談所からの委託による在宅指導措置など、関係機関と連携しながら、在宅支援に取り組めるよう、施設の多機能化の一環として、将来的には全児童養護施設・乳児院への設置を見据え、地域における需要量を考慮し、まずは県内3圏域への設置促進に努めます。

★【表 11 児童家庭支援センターの設置目標】 (再掲)

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
児童家庭支援センターの設置圏域数	1	1	1	2	2	3

イ 里親支援専門相談員の配置

施設として、これまでの社会的養育や保護者対応等のノウハウを活用し、長期に施設処遇になっている子どもの里親委託推進や地域の里親支援を行うため、里親支援専門相談員の全施設への配置に努めます。

ウ 在宅支援（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）の拡充

市町村の子育て支援サービスの一環であるショートステイ事業・トワイライトステイ事業について、その需要に充分に対応できるよう、施設における利用枠の拡充に対する支援を検討します。

(4) ケアニーズに応じた児童福祉施設の体制強化

児童自立支援施設については、その運営等の在り方について、定期的に話し合う場を設けるとともに、専門医や心理療法担当職員が治療や支援を行う児童心理治療施設の設置について、関係機関による検討を行うなど、ケアニーズに応じた適切な支援を受けることができるよう体制強化に取り組みます。

(5) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

退所者と入所する子どもの意見交換等の交流活動や、退所前の一定期間、自立に向けた訓練を行うなど、施設における自立支援の強化を図るとともに、自立援助ホーム、アフターケア事業との連携強化を促進します。

自立援助ホームについては、男子が入所できる施設の設置促進に努めます。

★【表 1 2 自立援助ホームの設置目標】

年度	H30(実績)	R2	R3	R4	R5	R6
自立援助ホームの設置数	1	1	1	2	2	2